

平成19年 6月 5日
総務省消防庁

「商店街への自動体外式除細動器（AED）整備支援に関する救命講習の実施について（協力依頼）」通知の発出について

今般、標記の通知を発出致しました。概略は以下の通りです。

- ① 平成19年6月4日より、中小企業庁において、「平成19年度少子高齢化等対応中小企業活性化事業（第二次）」のメニューの一つとして、商店街への自動体外式除細動器（AED）整備補助に関する募集を開始したところ。
- ② 補助の条件として、
 - ・ 自動体外式除細動器（AED）を整備する商店街等において、年度内に救命講習を受講すること。
 - ・ 自動体外式除細動器（AED）の整備場所について、広く来街者・地域住民等に周知するよう努めること。が挙げられている。
- ③ 上記補助事業に関し、平成19年5月25日付け経済産業省中小企業庁経営支援部商業課長より消防庁救急企画室長宛、救命講習実施についての協力依頼があった。
- ④ 総務省消防庁としても、中小企業庁の行う本補助事業に連携・協力する観点から、積極的な応急手当講習実施のお願いを、各都道府県消防防災主管部局を通じて、各消防本部に依頼したもの（本通知）。
- ⑤ なお、全国の消防本部により実施された応急手当講習の受講者数は、平成17年中で約121.6万人（「平成18年度版救急・救助の現況」より）となっている。

お問い合わせ先
消防庁救急企画室 奥山、小浜
Tel : 03-5253-7529
e-mail : s.kohama@soumu.go.jp



消防救第73号
平成19年6月4日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁救急企画室長

商店街への自動体外式除細動器（AED）整備支援に関連する
救命講習の実施について（協力依頼）

今般、経済産業省中小企業庁経営支援部商業課長より別添（「商店街への AED（自動体外式除細動器）の整備支援について（協力依頼）（平成 19 年 5 月 25 日付け）」）のとおり、当職宛に協力依頼がありました。

平成 16 年 7 月から一般市民も含めた非医療従事者による AED の使用が可能となって以降、救急現場に居合わせた一般市民（バイスタンダー）による除細動が行われた心肺停止症例の蘇生率は、行われなかった事例に比較し、顕著に高いなど大きな救命効果が得られます。

住民に対する応急手当の普及啓発については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号）に基づき、各消防機関において、積極的に実施されていますが、今後、標記の AED 整備支援に関連して、商店街の構成員等から、AED や救命講習に係る問い合わせや救命講習の受講申し込みがなされることが想定されますので、貴職におかれては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）にこの旨を周知のうえ、取組の趣旨を踏まえ積極的に協力されるよう、助言・指導頂くことをお願いいたします。

問い合わせ先
消防庁救急企画室 奥山、小浜
Tel : 03-5253-7529
e-mail : s.kohama@soumu.go.jp



平成19年5月25日

総務省消防庁救急企画室長 殿

経済産業省中小企業庁経営支援部
商業課長



商店街へのAED（自動体外式除細動器）の
整備支援について（協力依頼）

日頃より、経済産業省の施策につきましてはご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当省においては、商店街振興支援施策の一つである『少子高齢化等対応中小商業活性化事業』において、平成19年6月に募集を予定している第二次募集から、商店街の救急救命機能を向上させ、来街者・地域住民の安全・安心に資する取組として、都道府県商店街振興組合連合会等が地域の商店街にAEDを整備する事業を補助対象に加えることといたしました。

その際、本取組の十分な実効性の確保を期するため、補助金交付に当たっては、商店街において救命講習を受講してもらうこととしております。

については、本取組に関連し、商店街の構成員等から、各消防本部等への問い合わせや救命講習受講申し込みが予想されますが、本取組の趣旨についてご理解を頂きますとともに、救命講習の実施などに際して各消防本部等の格段のご配慮をお願い申し上げます。

平成19年度 少子高齢化等対応中小商業活性化事業(第二次)の
募集について

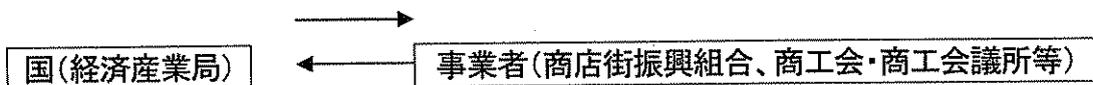
平成19年6月
中小企業庁商業課

本補助制度は、商店街振興組合、商工会、商工会議所等が行う中小商業の活性化の取り組みで、少子化、高齢化、安全・安心などの社会的な課題に対応するものを支援し、中小商業の活性化を図るとともに、地域において少子高齢化等に対応する商店街等の果たすべき社会的・公共的役割などの向上を促進することを目的として、実施するものです。

今回、本制度の支援対象となる事業を以下のとおり募集致します。詳しくは、募集要領または本資料の末尾にある照会先にお問い合わせください。

なお、今回の募集より、都道府県商店街振興組合連合会等がAED(自動体外式除細動器)を管内の商店街に設置する取り組みについても支援することとしますので、併せてお知らせ致します。

1. 補助スキーム



〔補助率〕 国1/2

〔補助額〕 上限:5億円 下限:100万円(補助対象事業費で200万円以上)

〔補助事業者〕 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合連合会等

※ソフト事業については、NPO法人、社会福祉法人も事業実施地域の商店街振興組合や商工会議所等と連名で申請することで対象となります

2. 対象補助事業

支援対象となるのは、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、以下のいずれかに対応した事業です。(施設整備事業と活性化支援事業に分かれます。)

- 少子化 ○高齢化 ○安全・安心(防犯・防災) ○環境・リサイクル
- 創業・ベンチャー、商業苗床機能、地域資源活用したブランドの創設

(1) 施設整備事業(ハード事業)

- ①中小小売商業振興法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定を受けた計画に基づき整備される施設(コミュニティホールの設置等)
- ②商店街・商業集積を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街・商業集積の活性化を図るための施設・設備(バリアフリー、環境リサイクル、防犯対応設備等)

(参考:対象施設の例)

保育サービス施設、児童遊戯施設、バリアフリー型カラー舗装、高齢者交流施設(コミュニティ施設等)、防犯カメラ、共同リサイクルシステム、省エネ型アーケード、インキュベーション施設 等

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

①商店街等活性化支援

組合、NPO等が行う福祉・コミュニティビジネスや共通駐車券システム等により商店街等の活性化を図る事業
都道府県商店街振興組合連合会等が管内の商店街にAEDを整備する事業についても本項目の対象となります。

②空き店舗活用支援

組合、NPO、社会福祉法人等が空き店舗等を活用してチャレンジショップ、保育サービス、高齢者交流施設、I・Uターン志向者や離職者等向けの起業・就業支援施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業

③経営革新支援

組合等が行う、製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる、新たな需要の創出・拡大を図ることを目的とする事業。

3. 応募方法

- (1) 応募される方は、市町村の商業振興担当課を通じて、要望書等を所管の経済産業局に提出してください。
- (2) 提出された要望書等をもとに必要に応じてヒアリング等を行い、事業の実施体制、事業効果等を審査の上採択を決定します。
- (3) その後、交付申請書を提出していただき、交付決定、事業開始となります。
- (4) 原則として事業終了後、補助金の交付が行われます。

4. 募集期間

平成19年6月4日(月)～平成19年6月29日(金)

5. お問い合わせ先

以下の所管経済産業局担当課室及び中小企業庁商業課までお問い合わせください。

経済産業局等	課室名	電話
中小企業庁	商業課	03-3501-1929
北海道経済産業局	流通産業課商業振興室	011-738-3236
東北経済産業局	商業・流通サービス産業課	022-263-1194
関東経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	048-600-0317
中部経済産業局	流通・サービス産業課商業振興室	052-951-0597
近畿経済産業局	流通・サービス産業課	06-6966-6025
中国経済産業局	産業振興課流通・サービス・商業室	082-224-5653
四国経済産業局	産業振興課商業振興室	087-811-8524
九州経済産業局	流通・サービス産業課	092-482-5456
内閣府沖縄総合事務局	中小企業課	098-862-1452

平成19年度 少子高齢化等対応中小商業活性化事業募集要領(二次)

[少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業費補助金]

[少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業費補助金]

平成19年6月

中小企業庁商業課

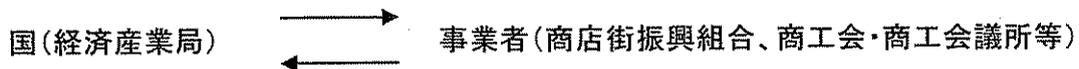
1. 支援制度の目的

我が国は人口減少社会を迎え、少子化・高齢化が急速に進展しており、地域経済活動の縮小が懸念される中、地域経済の活力を維持していくためには、新規投資に限らず、限られた資源を効率的に活用していくことが必要であり、既存ストックである商店街等の活性化を図ることが最も効果的です。

また、商店街等では、商業機能のみならず、生活の場、コミュニティ形成の場などとしての果たすべき社会的・公共的役割がますます重要となっています。

こうしたことから、商店街振興組合等が行う中小商業の活性化の取組みで、少子化、高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災等の社会的課題に対応する事業を国が直接支援することで、商業基盤施設整備等の個別事業のみならず、地域において少子高齢化等に対応する商店街等の果たすべき社会的・公共的役割等の向上を促進することを目的として、実施するものです。

2. 補助スキーム



[補助率] 国1/2

[補助額] 上限:5億円

下限:100万円(補助対象事業費で200万円以上)

[補助事業者] 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会

商工会又は商工会連合会

商工会議所

商店街組合又は商工組合連合会

共同出資会社

特定会社

第三セクター

※ハード整備事業に関しては、整備する施設によって対象となる補助事業者が異なります。

※ソフト事業については、特定非営利活動法人、社会福祉法人も事業実施地域の商店街振興組合や商工会議所等と連名で申請することで対象となります。

また、以下のいずれかに該当するものは、本事業の補助対象とはなりません。

①中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第10項に規定する認定中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地において実施する事業

②平成19年度の「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」の対象として採択された事業又は年度内に同補助金への応募を予定している事業の実施場所となる中心市街地内で行う事業

※都道府県商店街振興組合連合会等が都道府県内の商店街等に一体的に行う事業については、上記地域が含まれていても構いません。

3. 補助対象事業について

補助対象事業は、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、①少子化、②高齢化、③安心・安全(防犯・防災)、④環境・リサイクル、⑤創業・ベンチャー、商業苗床機能、地域資源を活用したブランドの創出のいずれかに対応した事業とします。事業としては、施設整備事業(ハード整備事業)と活性化支援事業(ソフト事業)に分かれます。

また、当該事業が、市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること、市町村等が実施する事業との連携が図られていることを要件とします。

(1) 施設整備事業(ハード整備事業)

①中小小売商業振興法又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定を受けた計画に基づき整備される施設(コミュニティホールの建設など)

[少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業費補助金の対象施設]

- ・ 教養文化施設(多目的ホール、展示場、児童遊戯施設等)
- ・ スポーツ施設
- ・ アーケード
- ・ カラー舗装
- ・ インキュベータ施設

[少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業費補助金の対象施設]

- ・ イベント広場、公園、緑地、公衆便所等一般公衆利便施設
- ・ 電子計算機及び共同利用のための関連機器設備等
- ・ テナントミックス店舗
- ・ ファサード整備

②商店街・商業集積を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街・商業集積の活性化を図るための事業(バリアフリー、環境リサイクル、防犯対応設備等)

※参考：対象施設の例

【少子化】保育サービス施設、児童遊戯施設

【高齢化】高齢者交流施設(コミュニティホール等)、バリアフリー型カラー舗装

【安全・安心(防犯・防災)】防犯カメラ

【環境・リサイクル】共同リサイクルシステム、省エネ型アーケード

【創業・ベンチャー、商業苗床、地域資源を活用したブランドの創出】インキュベータ施設等

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

①商店街等活性化支援

商店街振興組合又は特定非営利活動法人等が行う、コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業

都道府県商店街振興組合連合会等が管内の商店街にAEDを整備する事業

②空き店舗活用支援

商店街振興組合、特定非営利活動法人、社会福祉法人等が商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業、保育サービス施設や高齢者の交流施設、I・Uターン志向者や離職者等向けの起業・就業支援施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業

③経営革新支援

商店街組合等が行う、製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる、新たな需要の創出・拡大を図ることを目的とする事業

なお、少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備費補助金により整備した施設を利用し、その施設を整備した者が、商店街・商業集積の活性化を図るためのソフト事業を行う事業も対象とします。

4. 補助対象となる経費

(1) 施設整備事業(ハード整備事業)

施設等の建設又は取得に要する費用(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除きます。)

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

①委員会経費

・事業実施にあたり委員会等を開催する経費(謝金、旅費、会議費等)

②事業実施にかかる経費

- ・空き店舗の賃借料(店舗等の取得費は対象外)
- ・空き店舗の改装費(必要最低限のもの)
- ・運営委託費、アルバイト等の雑役務費
- ・広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、印刷製本費 等

5. 募集方法

(1) 補助要望書提出について

事業者は、市町村の商業振興担当課に要望書及び別紙に掲げる関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市町村は、「別紙1 少子高齢化等対応中小商業活性化事業状況説明書」を作成し、要望書等とともに各経済産業局へ提出してください。

なお、特定非営利活動法人が事業実施者となる場合には、①事業を実施する商店街等と連

名で申請すること、②市町村等が作成した「別紙3 NPO法人に対する意見書」を添付することが必要となります。また、社会福祉法人が事業実施者となる場合には、事業を実施する商店街等と連名で申請することが必要となります。

(2) 募集期間

平成19年6月4日(月)～平成19年6月29日(金)

上記期限内に市町村を通じ、所管の各経済産業局に提出してください。(当日消印有効)

6. 審査について

申請案件について、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し、以下の項目などを審査します。採否の決定は、7月中旬頃になる見込みです。

①事業要件

- ・事業の実施体制
- ・事業効果、数値目標の設定
- ・投資効果、事業の採算性、継続性 等

②連携要件

- ・市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること
- ・市町村等が実施する事業との連携が図られていること

7. 補助事業者の義務等

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

(6) 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。

(7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

8. 都道府県商店街振興組合連合会等が行うAED(自動体外式除細動器)の整備について

現在わが国の商店街は、地域の多くの人が集まる地域コミュニティの場であると同時に、少子高齢化が進展し、その対応が求められている状況にあります。高齢化に伴い、病院外での心疾患の発生も増加傾向にあり、その対応にはAEDの活用が非常に有効であるとされています。

商店街等においては、現時点ではその整備が十分にはなされておらず、来街者・地域住民の安心・安全の観点から大きな課題の一つとなっています。

それを解消するため、都道府県商店街振興組合連合会等が管内の商店街等にAEDを一体的に整備することは、本補助事業の趣旨にも適うものと認められるため、今回の募集から補助対象に加え、支援を行うこととするものです。

その際、都道府県内に一体的に整備する等の本取組の性質上、他の事業と取扱いが異なる点もあるため、その取扱いについては次のとおりとします。なお、下記に記載のない事項については他の事業と同様の取扱いとします。

(1) 基本的事項

商店街振興組合連合会等、本補助金の対象となる事業者が都道府県の管内の商店街(任意の商店会・中心市街地内の商店街も含みます。)にAEDを一体的に整備する事業について、活性化支援事業(ソフト事業)のうち、商店街等活性化支援の区分で、安心・安全に対応する取組として対象とします。

(2) 対象経費

AED本体、設置スタンド、表示パネル及びAED使用に不可欠な消耗品
(救急救命講習受講費用や維持管理費、リース費用等は対象としません。)

(3) 留意事項

・AEDを整備する商店街等においては、十分にその活用が図られるよう、年度内に救命講習を受講していただくこととします。(要望書提出時に研修受講計画を提出していただくとともに、補助金確定時に受講を証する書類を提出していただきます。)

・AEDの整備場所については、購入業者を通じて、財団法人日本救急医療財団に登録し、公開されることで、広く来街者・地域住民等に周知されるよう努めていただきます。

(4) 補助要望書提出について

事業者は、主たる事務所の所在地の市町村の商業振興担当課に要望書及び別紙に掲げる

関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市町村は、「別紙1 少子高齢化等対応中小商業活性化事業状況説明書」を作成(記載項目のうち1、3.(2)、4、5、6については記載不要)し、要望書等とともに各経済産業局へ提出してください。

- ・平成19年度 少子高齢化等対応中小商業活性化事業要望書
- ・別紙2 少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業(ソフト事業) 経費等明細
- ・別紙 AED整備場所一覧
- ・別紙 講習受講予定
- ・事業者の概要(定款、構成員、直近2期の決算書類)
- ・その他補助申請事業を具体的に説明する資料